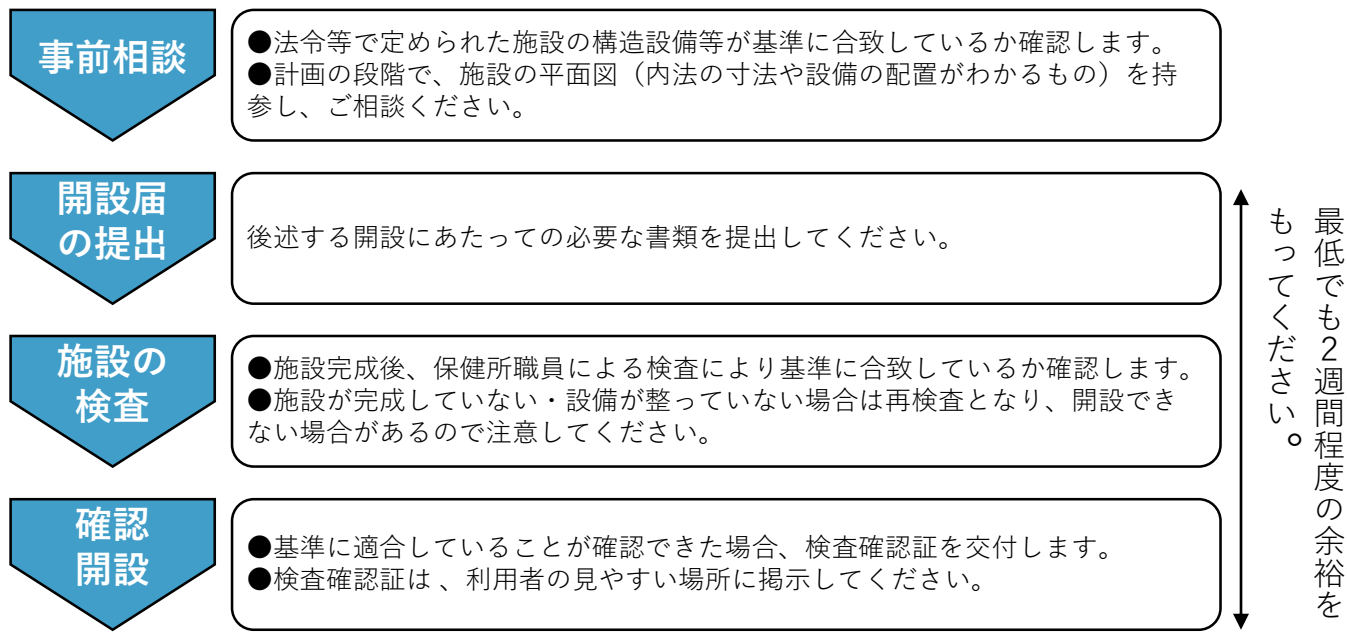


理容所、美容所の開設手続について

1 開設の流れ



2 開設にあたって必要な書類

必要な書類	注意点
①開設届 （施設台帳及び 従業者名簿を含む。）	保健所にて配布、市ＨＰよりダウンロードできます。 市ＨＰにて、「理容所開設届」もしくは「美容所開設届」と検索してください。
②施設の平面図 付近の見取り図	施設の平面図（内法寸法が入ったもの）、付近の見取り図（地図）を添付、もしくは①開設届に記入してください。
③理(美)容師の免許証	全員分の免許証の提示が必要です。 原本又は申請者が原本証明した写しをご用意ください。
④診断書	理(美)容師の方について、結核・伝染性皮膚疾患の有無、医師の記名があるもの、発行から１年以内のものが有効です。 診断書のひな型は市ＨＰからダウンロードできます。 （ダウンロード方法は①参照）
⑤管理理(美)容師の 資格を有する書類	理(美)容師の従業員が２名以上の場合、管理理(美)容師が必要です。 申請者が原本証明した写しをご用意ください。
⑥検査手数料	¥ 17,000（現金）
⑦開設者が外国人の場合 住民票の写し	開設者が外国人の場合、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。）が必要です。 なお、マイナンバーの記載のないものをご用意ください。

3 施設設備の基準

下記の説明をよく読み、施設を計画してください。基準に合わない場合、開設できない場合があります。
図面が出来上がり、着工する前に、図面を持って事前相談にお越しください。

